

WTO農業交渉・日豪経済連携協定（EPA）交渉に関する意見書

WTO農業交渉（ドーハ・ラウンド）は、鉱工業製品と同様に農産物の保護削減の基準等を決め、自由貿易を進めるものであり、昨今の世界的な経済不況を背景として、再び合意に向けた動きが加速している状況や、農産物の関税削減に対する政府の姿勢に国民や農業者の不安が高まっている。

また、日豪経済連携協定（EPA）交渉では、豪州の主な輸出農産物が日本の重要品目（米、牛肉、小麦、砂糖、乳製品）と競合していることから、仮にこれらの関税が撤廃されると、豪州から大量の農産物が輸入され、日本農業は大きな打撃を受ける。

食料自給率が40%と先進国で最も低い我が国にとって、農業の維持的発展に向けた構造改革を進め、食料自給率の向上及び食料生産体制の強化を図ることが重要な課題である。

よって、国並びに政府においては、日本の食料と地域の農業・農村・暮らしを守り、食料輸入国や途上国における食料主権、多様な農業の共存を維持するためにも、次の事項について強く要望する。

記

- 1 WTO農業交渉では、関税の大幅な削減から除外できるコメなど重要品目の十分な数を確保するとともに、食料輸出国による関税の上限設定を阻止し、また低関税輸入枠の拡大は認めないこと。
- 2 食料輸入国や途上国の唯一の対抗手段である特別セーフガード（緊急輸入制限措置）を維持・拡大すること。
- 3 日豪EPA交渉にあたり、国民の基礎的食料である米、牛肉、小麦、砂糖、乳製品などの重要品目は関税撤廃の対象外とし、国内農業を守るよう全力を挙げて交渉すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	麻 生 太 郎 様
外 務 大 臣	中 曾 根 弘 文 様
財 務 大 臣	与 謝 野 馨 様
農 林 水 産 大 臣	石 破 茂 様
経 済 産 業 大 臣	二 階 俊 博 様